

国際通販 相手国で課税

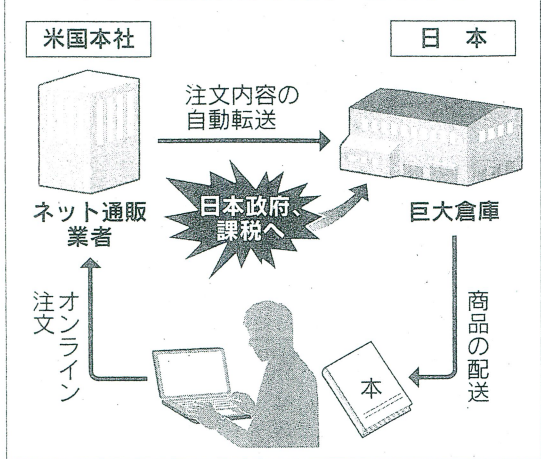
支店なくとも倉庫あれば

アマゾン念頭条約改正

OECD方針

ネット通販業者が進出先の国に倉庫を持つていれば、進出国が法人税をかけるような経済協力開発機構(OECD)が課税ルールを見直す。進出国に配送用の倉庫を持ちながら、現行ルールではその国に法人税を納めなくてもよい米アマゾン・ドット・コムなどが念頭にあるようだ。OECD加盟国と新興国は2016年以降に相互に租税条約を改正し対応する。

ネット通販業者の倉庫へ課税する



現在の課税ルールでは企業は進出国に支店などの「恒久的施設(PE)」を持たなければ、原則、法人税は本社がある国で納める。現行ルールで倉庫はPEではないため、米アマゾンは日本の倉庫から顧客に届けた商品の販売代金を米国で受け取り、米国で法人税を納めているもようだ。倉庫がPEになると日本政府はアマゾンが日本国内で得た利益に課税できる。

OECDは9月までに具体的な課税対象の線引きなどの成案をまとめる。11月の20カ国・地域(G20)首脳会合で新たな課税ルールへの支持を各国首脳から取り付ける見通しだ。OECD加盟国に加え、中国など新興国も租税条約を改正する。現時点では影響を受け

世界に公平な税制を目指すOECDは、多国籍企業に課税する仕組みを適切に指し、OECDが世界統一の基準の策定を進めている。OECDがまとめた新ルールはG20で共有し、日米欧と新興国が改正を同時に進める。

見直して法人課税の範囲が広がると日本の製造業に影響が出る可能性がある。日本の製造業は中国などで、取引先の製造業に素早く部品などを届けるための中継地点の物流倉庫を持つ。こうした倉庫も現地国政府の課税対象になると打撃だ。

日本企業は限定的に見通した。楽天や日本のヤフーなどのネット通販企業は進出先の国に倉庫を持つのではなく現地法人を設立し、その通販モールに出店する小売店から顧客に商品を送るのが一般的だからだ。ただ、米アマゾンに類似したビジネスモデルを模索する企業は今後の経営戦略に影響がでそうだ。

日本では国税庁が09年に米アマゾンの日本事業を巡り、日本の施設をPEと認定して約140億円の追徴課税の処分を下した。だが、現在の国際課税ルールに基づく日米の租税条約があるため、追徴課税は取り消された。

海外から日本にネット配信するサービスへの消費税の課税は今年10月から始まる。国内のネット業者が配信した電子書籍や音楽には消費税がかかる

一方、海外配信には課税されていない不公平を解消する。

株の2日後決済

日証協が検討

日本証券業協会は1日、株式売買の決済期間の短縮を検討すると発表した。現在は取引が成立してから3日後に決済するが、2日後に短縮するのが柱。欧米の主要市場は2日後決済に移行したか移行を決定済みで、このままでは日本が取り残される恐れがあるとして、早期の結論を急ぐ。短縮すれば、金融危機な